写

地福第３９８号
令和２年７月３１日

各社会福祉施設等の管理者　様

島根県健康福祉部長
（地域福祉課）
（高齢者福祉課）
（青少年家庭課）
（障がい福祉課）

社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染症に備えた対応等について

高齢者や児童、または障がい者（児）等が入所する社会福祉施設等は、入所者の生活を継続する上で欠かせないものであり、コロナ禍においても十分な感染防止対策を行うとともに、入所者に対して必要な支援を継続して提供していくことが重要です。

これまでの島根県内における感染者数は、７月２８日現在で延べ２９名となっていますが、社会福祉施設内での大規模感染等は発生していません。しかし、東京都など首都圏を中心に感染者数は再び増加傾向にあり、今後、県内の社会福祉施設において新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者（以下「感染者等」という。）が発生することも想定されることから、各施設においては、事前に十分な対策を講じておく必要があります。

各社会福祉施設等におかれましては、以下の点にご留意いただき、各施設内で感染者等が発生した場合に備えて、業務継続計画の策定や、その実践に向けた職員研修等の実施に取り組むなど、感染症発生時に向けた備えを行ってください。

記

１．施設内での感染者等の発生時における業務継続計画の策定

○　施設入所者や従事者が新型コロナウイルスの感染者等となった場合には、通常通り業務を実施することが困難になることが想定されます。そうした場合においても、感染防止対策の徹底を図りつつ、入所者に対して必要な支援を継続していくため、各施設の管理者等は、業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）を策定し、必要な業務の洗い出し、施設内での生活空間等の区分け、職員の確保策等について方針を定め、関係者間で共有してください。

○　業務継続計画の策定にあたっては、厚生労働省が作成した「社会福祉施設・事業所における新型インフルエンザ等発生時の業務継続ガイドライン」等を参考に、各施設の状況にあった計画策定を行ってください。また、厚生労働省のホームページには、前述のガイドラインのほか、業務継続計画の作成例等も掲載されていますので、ご活用ください。

【厚生労働省ホームページ】 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000108629.html

○　また、新型コロナウイルス感染症への対応として、特に取り組んでいただきたい内容等を【別紙１】「新型コロナウイルス感染症の発生に備えたチェックリスト」としてまとめましたので、当該チェックリストを活用のうえ、各施設で十分に対応策がとられているか、自己チェックを行ってください。

２．施設内における感染者等への対応を想定した研修の実施

○　施設入所者や従事者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合には、原則として医療機関へ入院もしくは宿泊療養施設での療養を行うことになります。しかし、感染が確認されていない入所者の方々は、感染が疑われる方や濃厚接触者も含めて、引き続き施設入所を継続することになるため、各施設においては、感染防止対策を徹底したうえで支援を継続していく必要があります。

○　施設管理者等は、各施設の業務継続計画に基づいたシュミレーションや、施設内での感染症発生を想定した職員研修を実施するなど、業務継続に向けた対策に努めてください。

○　なお、【別紙２】「新型コロナウイルス感染症対策施設内研修資料（動画）」に施設内研修を実施する際に参考となる動画等のサイトをまとめましたのでご活用ください。

３．その他留意事項

○　業務継続計画の策定や、感染防止対策の徹底にあたっては、施設管理者等が中心となって実施していただく必要がありますが、これらの取組を支援するため、県では医療職による指導や助言等の実施について調整中です。詳細が決定しましたら、別途お知らせします。

○　感染症発生時には、サージカルマスクのみならず、フェースシールドや医療用ガウンなど、感染防止対策を徹底したうえで業務を継続するための衛生資材が必要となります。
施設内発生時の初動対応等に必要となる衛生資材については、県においても備蓄を行っていますが、対応が長期化することも想定されることから、各施設でも必要な衛生資材の確保に努めてください。

【お問い合わせ先】

・地　域　福　祉　課　（救護施設など）　ＴＥＬ：０８５２－２２－６８２２
・高　齢　者　福　祉　課　（高齢者施設など）　ＴＥＬ：０８５２－２２－５７１７
・青　少　年　家　庭　課　（児童養護施設など）　ＴＥＬ：０８５２－２２－６２６８
・障　が　い　福　祉　課　（障害者支援施設など）　ＴＥＬ：０８５２－２２－５７２３